

りそな企業年金研究所

りそな年金 F A X 情報



《厚生年金基金関連》

平成23年7月14日

財政運営基準等の見直し案について

本日、「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」がパブリックコメント手続きにより公開されました。

以下に厚生年金基金制度に関する主な事項の概要をご案内いたします。詳細につきましては、厚生労働省のホームページ ([http://www.mhlw.go.jp/houdou\\_kouhou/sanka/public/](http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/public/)) をご参照下さい。なお、今回の財政運営基準等の見直し案には、掛金引上げ猶予や下方回廊方式といった弾力化措置の延長は含まれておりません。

1. 財政の健全化の観点から改正する事項

① 財務諸表の簡素化・透明化《平成24年度決算から》

- ・ 決算日時点の財務状況を的確かつ分かりやすくするため、以下の通りとする。
  - ✓ 財務諸表上は、資産評価調整額を廃止。(数理的評価を採用の場合も財務諸表は時価ベースでの表示となる。)
  - ✓ 代行部分の債務を最低責任準備金とする。
  - ✓ 財務諸表に計上する債務を責任準備金とする。
- ・ 継続基準の積立水準を満たしているかどうかは財務諸表をみただけで分かるようになる半面、財務諸表だけでは代行部分の給付債務、プラスアルファ部分の給付債務(数理債務)、未償却過去勤務債務残高の内訳が不明確となる可能性がある。

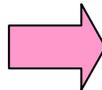
貸借対照表の見直しイメージ

【現行】

流動資産	流動負債 支払備金
固定資産	数理債務
資産評価調整額 未償却過去勤務 債務残高	最低責任準備金 (継続基準)
基本金(不足)	基本金(剰余)

【改正案】

流動資産	流動負債 支払備金
固定資産	責任準備金
基本金(不足)	基本金(剰余)



【現行】 責任準備金 = 数理債務 + 最低責任準備金(継続基準) - 資産評価調整額 - 未償却過去勤務債務残高 (下限は最低責任準備金(継続基準))

【改正案】 責任準備金 = 数理債務 + 最低責任準備金 - 未償却過去勤務債務残高 (責任準備金の下限の取扱いについては未確認)

② 積立状況の的確な把握《平成 24 年度財政検証から》

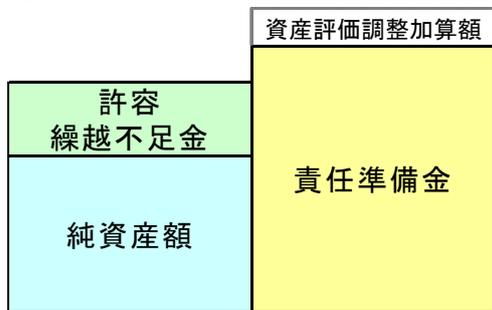
- ・ 積立状況を的確に把握できるようにするため、資産の評価方法として数理的評価を採用している場合であっても、時価基準で財政検証を実施する。（資産評価調整額は考慮しない。）
- ・ 財政計算（掛金の見直し）においては、数理上資産を使用（資産評価調整額を考慮）し、代行部分の債務を最低責任準備金（継続基準）とすることができるため、現行と同じ取扱いになる。継続基準に抵触しても、これらを考慮すると掛金見直しは不要というケースが発生することが想定される。

《継続基準の財政検証》

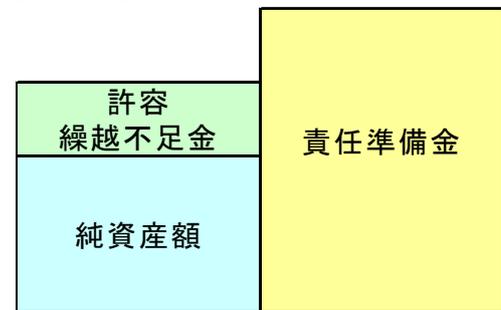
純資産額 + 許容繰越不足金 < 責任準備金 ⇒ 掛金の見直しが必要  
 （純資産額 < 責任準備金の場合、掛金の見直しが必要だが、下回った額が許容繰越不足金の範囲内であれば掛金の見直しを留保することができる。）

資産評価調整加算額がある場合のイメージ図

【現行】



【改正案】



責任準備金  
 = 数理債務 + 最低責任準備金（継続基準）  
 - 資産評価調整額 - 未償却過去勤務債務残高

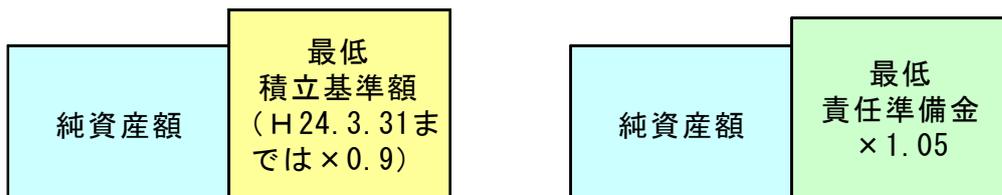
責任準備金  
 = 数理債務 + 最低責任準備金  
 - 未償却過去勤務債務残高

③ 非継続基準の見直し《平成 24 年度財政検証から》

- ・ 平成 9 年度から 15 年間にわたり続いた非継続基準の経過措置（積立要件 90%）について、5 年間の経過期間を設けて本則（積立要件 100%）に戻す。
- ・ 回復計画を廃止する。

現行

積立比率 (a) : 純資産額 ÷ 最低積立基準額 < 1.00 (平成 24 年 3 月 31 日までは 0.9)  
 または 積立比率 (b) : 純資産額 ÷ 最低責任準備金 < 1.05



⇒ 以下のいずれかの方法で掛金の見直しの検討が必要

- (ア) 積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法
- (イ) 積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法

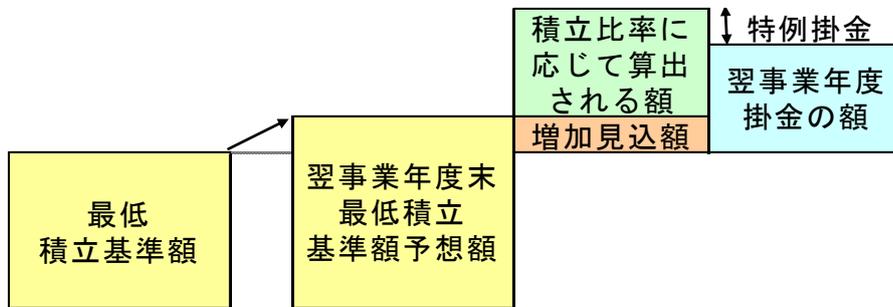
ただし、積立比率(a)が0.90以上（平成24年3月31日までの日を基準日とする財政検証の場合は0.8以上）であり、過去3事業年度のうち少なくとも2事業年度の積立比率(a)が1.00以上（平成24年3月31日までは0.9以上）かつ当年度および過去3事業年度のうち少なくとも2事業年度の積立比率(b)が1.05以上の場合には、掛金の見直しは不要

改正案

- ◇ 平成24年3月31日までの経過措置（下線部）を、5年間の経過期間（積立比率(a)の基準を0.92、0.94、・・・、1.00と段階的に上げるもの）を設けて廃止。
- ◇ 掛金の見直し方法のうち、(イ)回復計画を廃止。

《積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法の概要》

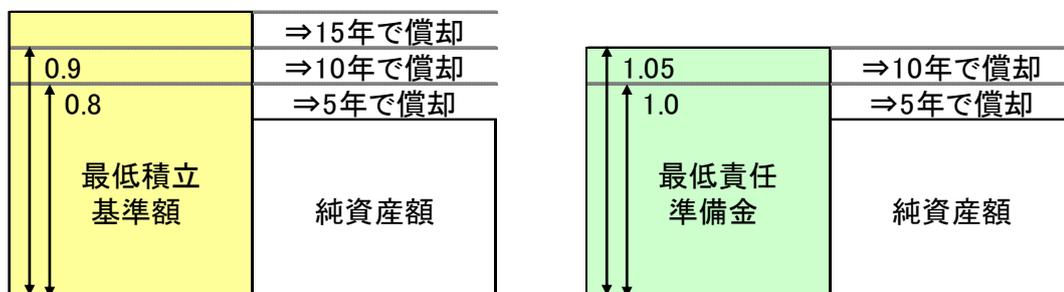
「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額 + 積立比率に応じて算出される額（※）」が「翌事業年度の掛金の額」を上回る場合、当該差額を翌々事業年度の掛金に特例掛金として追加する。



(※) 積立比率に応じて算出される額

積立比率(a)については0.8未満の部分は5、0.8以上0.9未満の部分は10、0.9以上1.0未満の部分は15で除して得た額の合計以上、純資産額が最低積立基準額を下回る額以下で規約に定める額。（平成24年3月31日までは、0.9以上の部分は対象外であったが、この経過措置も経過期間を設けて廃止される見込み。）

積立比率(b)が1.0未満の部分は5、1.0以上1.05未満の部分は10で除した額の合計以上とする必要もあり。



④ 指定基金の指定要件等の見直し《平成 23 年度指定分から》

- ・ 急激に財政悪化した場合に、健全化に向けた早期の取組みを促すため指定要件の見直しがなされたほか、健全化計画の前提も見直された。

	現行	改正案
指定要件	決算において 3 事業年度連続で純資産額が最低責任準備金の 9 割を下回った基金	「直近決算において純資産額が最低責任準備金の <u>8 割を下回った基金</u> 」を追加
健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利回り	直近の過去 5 事業年度の実績の平均又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれか	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないもの
健全化計画における基金の年金資産の見通しに用いる利率	基金の予定利率を上回らないもの	基金の運用実績の過去 5 事業年度平均又は計画作成時における最低積立基準額の算定利率のいずれか大きい率
健全化計画における加入員数の見込み	基準なし	過去 5 事業年度の実績を用いて適切に見込む

2. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

		適用時期	内容
⑤	財政再計算時期の見直し	平成 24 年度財政計算から	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基礎率を見直しを行う財政計算を財政再計算と定義する。 ⇒人員変動に該当し、基礎率を見直した場合、次回財政再計算はその 5 年後に行う。</li> <li>✓ 基金の財政再計算に伴う免除（代行）保険料率の見直しは行わないこととする。</li> </ul>
⑥	特別掛金率の計算方法の見直し	公布日から	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 積立不足を確実に解消するため、特別掛金の計算に加入員数の動向や将来の給与水準の変化を織り込めるようにする。 ⇒例えば、加入員数が今後減少すると見込まれる場合には、特別掛金率を現状より高く設定し、加入員数が減少したとしても償却に必要な特別掛金収入を確保することが可能となる。</li> </ul>
⑦	過去勤務債務の償却方法の見直し	公布日から	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特別掛金の段階引上げについて、「選択一時金の休止」および「許容繰越不足金の制限」の要件を課さないこととする。 《段階引上げ償却》 財政計算の基準日の翌々日から起算して 5 年以内に定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくならない方法で段階的に引上げる特別掛金を設定する方法で、実施する場合には一定の要件を満たす必要がある。そのうちの一つである許容繰越不足金の制限とは、通常の許容繰越不足金と、標準給与総額の一定割合とする方法によ</li> </ul>

			り許容繰越不足金率を段階引上げの最初の引上げ幅であるとして算出した許容繰越不足金のいずれか小さい方を許容繰越不足金とすることである。
⑧	確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和	公布日から	✓ 確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出が確定拠出年金導入の阻害要因となっていることから、この一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足に限定する。
⑨	選択一時金における一時金換算率の要件緩和	公布日から	✓ 選択一時金額の上限規制により、支給要件を満たした時点の規約に基づく給付が行えない場合があったため、一時金の上限額の算定に用いる割引率を一時金選択時または老齢給付金の支給要件を満たした時点の下限予定利率のいずれか低い率とする。
⑩	キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化	公布日から	✓ キャッシュバランスプランにおける再評価の指標として、一定の上下限（下限は0以上）を付した市場インデックス（東証株価指数等）の使用を可能にする。
⑪	業務報告の簡素化等	平成24年度決算から	✓ 業務報告書について以下の記載項目を除外または追加。 《除外項目》 掛金徴収状況の徴収決定済額のうち加入員負担分、離婚分割状況、適格退職年金からの移行状況 《追加項目》 掛金拠出状況（月別）

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834

以上